

4 推進体制

2033年の目指すべき神奈川を実現するためには、県民、企業、行政、団体等の各主体が協働し、環境に対しての取組の「環」を広げていくことがとても重要です。

そこで、推進会議を中心に「マイエコ10(てん)宣言」の取組の普及を推進していきます。

【かながわ地球環境保全推進会議】

会長	選任方法等 総会が推薦・任期2年	顧問	神奈川県知事
副会長	選任方法等 総会メンバーの互選・任期2年	監事	選任方法等 総会メンバーの互選・任期2年
総会		構成団体(参加資格)	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・県民・企業・行政部門の構成団体の代表者 ・実践行動部門(参加団体・個人)の代表者 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民部会 ・企業部会 ・行政部会 ・実践行動部会 	<ul style="list-style-type: none"> 県民活動に関する県内団体 企業活動に関する県内団体 県及び市町村 アジェンダの趣旨に賛同した個人、企業、学校、NPO等(県民部門・企業部門・行政部門に属する団体を除く)
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議の事業計画および収支予算の審議・議決 ・推進会議の事業報告および収支決算の審議・議決 ・その他推進会議の運営に関する重要事項についての審議・議決 		
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・改善委員会からの提言についての審議・承認 ・定期総会:年1回 ・臨時総会:適宜 		
幹事会		点検・改善委員会	
構成員	<ul style="list-style-type: none"> 会議 4部門から各3名程度選出。幹事長は幹事の互選。 	構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦委員:学識経験者2名 ・公募委員:4部門から各1名
任期	2年	任期	2年
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・総会に諮るべき事項についての審議・決定 ・事業プロジェクトの設置・運営に関する事項についての審議・決定 ・その他、推進会議の日常的な活動に関する事項についての審議・決定 	所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・取組について、PDCA等の手法で検証し、総会に報告 ・推進の仕組み、実施事業についての改善案等の提言
会議	<ul style="list-style-type: none"> ・定期幹事会:年2回 	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会:年1回(事業実施状況のチェック)